

六月勤續者ニハ七十五日分支給

四其ノ後一日以上六月ノ増ス毎ニ十五日分ヲ支給

三第三工場ヨリ轉勤者ニハ百日分ヲ支給

四當工場ニテ事業ヲ始メタルトキハ解雇者ノ優先ニ

使用スルニト

右要ホス

昭和五年三月二十六日

従業員一同

橋本工場至殿

更ニ今夜協議ノ上追加トシテ

爭議費用ヲ支給スルニト及爭議中ノ日給ヲ支給スルニト

ノ口頭ニテ要ホセリ

型二十七日職工代表トシテ鶴巻市作飯田耕作ノ兩名

工場主ヲ訪向シ回答ヲホメタルニ全部拒絶セラレタリ

七、爭議團所在地

職工側ニ於テハ三月二十六日爭議団本部ヲ左記ニ設

置セリ

府下荏原郡文郷所高畑一ニ七 (六疊三疊 家賃月拾五圓)

八、應援団体ノ状況

爭議団員中金澤一馬カ「日本金屬」ニ連絡ヲ有スル

為抗争ヲ宣傳シ激化ニ努ムルヲ如キモ現下ニアリテ

ハ未タ表面的活動ニ出テス暗々裡ニ煽動シテ、アリ

テ應援団体トシテ特記ノ事項ナシ

九、工場主側ノ意向